

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

平成 28 年熊本地震で被災した被保険者の一部負担金の取扱いについて

「平成 28 年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その 2)」
(平成 28 年 4 月 22 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡。以後更新された場合には当該更新された直近のもの。以下「医療課事務連絡」という。(別添))により、保険医療機関等における一部負担金、保険外併用療養費又は訪問看護療養費に係る自己負担額(以下単に「一部負担金」という。)の支払いが困難な者の取扱いが示されたところであるが、保険者における一部負担金の取扱いについては下記のとおりであるので、特段のお取り計らいをお願いするとともに、貴管内保険者に対する周知等よろしくお願いいたします。

また、医療課事務連絡の別紙 1 又は別紙 2 に記載されていない保険者であって、当該保険者の被保険者に熊本県に住所を有する被保険者がいるものにおかれては、当該被保険者の実情を踏まえ、被保険者が医療課事務連絡と同様に保険医療機関等における一部負担金の支払いを猶予できないかご検討をお願いいたします。

記

- 1 医療課事務連絡に基づき、保険医療機関等において一部負担金の支払いを猶予され、費用の 10 割を審査支払機関へ請求された診療報酬請求書に係る一部負担金については、国民健康保険にあつては「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱いについて」(昭和 34 年 3 月 30 日付け保発第 21 号厚生省保険局長通知)、後期高齢者医療制度にあつては「一部負担金の減額、免除又は徴収猶予並びに徴収に関する処分の取扱いについて」(平成 20 年 3 月 24 日付け保総発第 0324005 号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知)にかかわらず、被保険者からの申請を待つことなく保険者の判断により、免除することができることとする。
- 2 1 に基づく一部負担金の免除額については、保険者(市町村及び後期高齢者医療広域連合に限る。)への特別調整交付金による財政支援を行う予定であること。
- 3 なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費(保険外併用療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。)に係る標準負担額の取扱いについては、現行どおりであること。

事務連絡
平成 28 年 4 月 22 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

平成 28 年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて
(その 2)

平成 28 年熊本地震による災害発生に関し、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとするので、貴管下保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知を図るようよろしくお願ひしたい。

(平成 28 年 4 月 21 日付け事務連絡から、下線部分を修正するとともに、別紙 1 及び別紙 2 を更新)

記

1 に掲げる者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 15 号)第 5 条及び第 5 条の 2、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 16 号)第 4 条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和 58 年厚生省告示第 14 号)第 5 条及び第 5 条の 2 並びに指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成 12 年厚生省令第 80 号)第 13 条の規定により一部負担金等の支払いを受けることを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費(保険外併用療養費及び家族療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。)については、標準負担額の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1) 及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 平成 28 年熊本地震に係る災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用市町村のうち別紙 1 に掲げる市町村の国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 5 条の被

保険者（市町村国保の被保険者）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の被保険者又は平成28年熊本地震に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する健康保険法（大正11年法律第70号）若しくは船員保険法（昭和14年法律第73号）の被保険者若しくは被扶養者（地震発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。）若しくは国民健康保険法第19条の被保険者（国民健康保険組合の被保険者）であって、別紙2に掲げる健康保険組合等の被保険者若しくは被扶養者であること。

(2) 平成28年熊本地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

平成28年7月末までの診療、調剤及び訪問看護

3 医療機関等における確認等

上記1(2)の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を診療録等の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等が提示できない場合には、

- ① 健康保険法及び船員保険法の被保険者及び被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
- ② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者の場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先（国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名）

を診療録等に記録しておくこと。

なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力いただきたい。

4 その他

本事務連絡に基づき一部負担金等の支払いを猶予した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、平成25年1月24日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」（別添）に準じて取り扱われたい。

別紙 1（市町村国保・後期高齢者医療）

熊本県内の全市町村

別紙2(被用者保険・国保組合)

※今後、対象となる健康保険組合等は、更新していく予定

○全国健康保険協会

○九州の健康保険組合

	健保組合名	住所地
1	麻生	福:(福岡県)
2	小倉記念病院	福:(福岡県)
3	肥後銀行	熊:(熊本県)
4	熊本県自動車販売店	熊:(熊本県)
5	西部電気	熊:(熊本県)
6	平田機工	熊:(熊本県)
7	熊本銀行	熊:(熊本県)

○九州以外の健康保険組合(アルファベット順・50音順)

	健保組合名	住所地
1	ADEKA	東:(東京都)
2	CNCグループ	京:(京都府)
3	DOWA	東:(東京都)
4	GWA	東:(東京都)
5	ITホールディングスグループ	富:(富山県)
6	JUKI	東:(東京都)
7	NIPPO	東:(東京都)
8	NSD	東:(東京都)
9	SMBCコンシューマーファイナンス	東:(東京都)
10	TDK	東:(東京都)
11	UACJ	愛:(愛知県)
12	USEN	東:(東京都)
13	アイフル	京:(京都府)
14	あおみ建設	東:(東京都)
15	青山商事	広:(広島県)
16	アステラス	東:(東京都)
17	アプラス	東:(東京都)
18	アペックス	愛:(愛知県)
19	尼崎機械金属	兵:(兵庫県)
20	あらた	東:(東京都)
21	池田泉州銀行	大:(大阪府)
22	イノアック	愛:(愛知県)
23	岩手銀行	岩:(岩手県)
24	内田洋行	東:(東京都)
25	エーザイ	東:(東京都)
26	エスアールエルグループ	東:(東京都)
27	エヌ・ティ・ティ	東:(東京都)
28	エヌ・ティ・ティ・データ・ジェトロニクス	東:(東京都)
29	エルナー	神:(神奈川県)
30	大阪金属問屋	大:(大阪府)
31	大阪自転車	大:(大阪府)
32	大阪自動車整備	大:(大阪府)
33	大沢	東:(東京都)
34	オオゼキ	東:(東京都)
35	大塚製薬	徳:(徳島県)
36	沖縄電力	沖:(沖縄県)
37	カスミ	茨:(茨城県)
38	学研	東:(東京都)
39	神奈川県医療従事者	神:(神奈川県)
40	神奈川県自動車整備	神:(神奈川県)
41	神奈川県食品製造	神:(神奈川県)
42	神奈川県電設	神:(神奈川県)
43	神奈川県鉄鋼産業	神:(神奈川県)
44	カルビー	栃:(栃木県)
45	川崎重工業	兵:(兵庫県)
46	関西ペイント	兵:(兵庫県)
47	関東ITソフトウェア	東:(東京都)
48	近畿しんきん	京:(京都府)
49	近畿日本鉄道	大:(大阪府)
50	くろがね	大:(大阪府)
51	甲信越しんきん	野:(長野県)
52	神戸貿易	兵:(兵庫県)
53	興和	愛:(愛知県)
54	コカ・コーライーストジャパン	愛:(愛知県)
55	小島	愛:(愛知県)
56	国会議員秘書	東:(東京都)
57	佐藤工業	東:(東京都)
58	滋賀銀行	滋:(滋賀県)

59	滋賀県自動車	滋:(滋賀県)
60	静岡県中部機械工業	静:(静岡県)
61	静岡中央銀行	静:(静岡県)
62	資生堂	東:(東京都)
63	七十七銀行	城:(宮城県)
64	澁澤	東:(東京都)
65	ジョンソン・エンド・ジョンソングループ	東:(東京都)
66	神栄	兵:(兵庫県)
67	神鋼商事	大:(大阪府)
68	新日鐵住金君津関連	千:(千葉県)
69	シンフォニアテクノロジー	三:(三重県)
70	スリーエムジャパン	神:(神奈川県)
71	西武	玉:(埼玉県)
72	セキスイ	大:(大阪府)
73	全国外食産業ジェフ	東:(東京都)
74	全日本理美容	東:(東京都)
75	象印マホービン	大:(大阪府)
76	ダイエー	東:(東京都)
77	ダイハツ	大:(大阪府)
78	ダイフク	大:(大阪府)
79	ダイヘン	大:(大阪府)
80	第四銀行	新:(新潟県)
81	大和証券グループ	東:(東京都)
82	タカラスタANDARD	大:(大阪府)
83	タカラベルモント	大:(大阪府)
84	タクマ	兵:(兵庫県)
85	武田薬品	大:(大阪府)
86	地域医療機能推進機構	東:(東京都)
87	千葉県医業	千:(千葉県)
88	千葉県トラック	千:(千葉県)
89	中国銀行	岡:(岡山県)
90	中部鋼鉄	愛:(愛知県)
91	通信機器産業	東:(東京都)
92	椿本チエイン	京:(京都府)
93	電子回路	東:(東京都)
94	電線工業	大:(大阪府)
95	天理よろづ相談所	奈:(奈良県)
96	東京応化工業	神:(神奈川県)
97	東京自動車教習所	東:(東京都)
98	東京女子医科大学	東:(東京都)
99	東京電子機械工業	東:(東京都)
100	東光高岳	東:(東京都)
101	東洋ゴム工業	大:(大阪府)
102	東糧	東:(東京都)
103	徳島銀行	徳:(徳島県)
104	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	東:(東京都)
105	ドッドウェル	東:(東京都)
106	トッパングループ	東:(東京都)
107	トピー	東:(東京都)
108	トマト銀行	岡:(岡山県)
109	トヨタ自動車	愛:(愛知県)
110	トヨタ販売連合	愛:(愛知県)
111	名古屋銀行	愛:(愛知県)
112	日工	兵:(兵庫県)
113	日新製鋼	東:(東京都)
114	日新電機	京:(京都府)
115	ニトリ	東:(東京都)
116	日刊工業新聞社	東:(東京都)
117	日本高周波鋼業	富:(富山県)
118	日本情報機器	東:(東京都)
119	日本製鋼所	東:(東京都)

120	日本ピストンリング	玉:(埼玉県)
121	ニューオータニ	東:(東京都)
122	八十二銀行	野:(長野県)
123	阪急阪神	大:(大阪府)
124	ひかり	東:(東京都)
125	百五銀行	三:(三重県)
126	兵庫県運輸業	兵:(兵庫県)
127	広島ガス電鉄	広:(広島県)
128	福井県機械工業	井:(福井県)
129	不二サッシ	神:(神奈川県)
130	富士車輛	滋:(滋賀県)
131	双葉電子	千:(千葉県)
132	ブラザー	愛:(愛知県)
133	プラチナ万年筆	東:(東京都)
134	古野電気	兵:(兵庫県)
135	平和堂	滋:(滋賀県)
136	北海道医療	北:(北海道)
137	北海道銀行	北:(北海道)
138	北海道新聞社	北:(北海道)
139	堀場製作所	京:(京都府)
140	ホンダ	東:(東京都)
141	マスミューチュアル生命	東:(東京都)
142	丸八真綿	神:(神奈川県)
143	丸紅	東:(東京都)
144	丸紅連合	大:(大阪府)
145	巴川製紙所	静:(静岡県)
146	ミツウロコ	東:(東京都)
147	ミツバ	群:(群馬県)
148	三菱化学	東:(東京都)
149	三菱電機ビルテクノサービス	東:(東京都)
150	ミドリ安全	東:(東京都)
151	三保造船	静:(静岡県)
152	民間放送	東:(東京都)
153	持田製薬	東:(東京都)
154	山形銀行	形:(山形県)
155	ユーシーシー	兵:(兵庫県)
156	吉野工業所	東:(東京都)
157	リケンテクノス	東:(東京都)
158	ロツテ	東:(東京都)